

愛知県における戦後埋蔵文化財 行政草創期の様相について

● 川添和暁・加藤安信*

愛知県の県指定史跡を一瞥すると、号数についてやや混乱した状況が見える。これは県主体で始動した埋蔵文化財行政当初時の状況を反映したものと考えられるが、別視点から見ると文化財保護法制定後、愛知県としての文化財保護行政を積極的に推進したことを示す証拠として見ることができよう。

1. はじめに 大根平遺跡 鞍船遺跡から

現在、埋蔵文化財保護に関して、各自治体の役割はとて高く、文化庁の指導の下、各自治体主導となっているといえる。

そのような文化財保護の方策として、遺跡（＝埋蔵文化財包蔵地）であれば指定史跡の認定、遺物であれば指定文化財の認定があり、現行ではそれが国・県・市町村単位の各レベルで実施されている**。

愛知県内でも北設楽地域は、もともと考古資料に対する意識が高いところであった。同じ北設楽郡内であれば、明治期の段階から東栄町域を中心に資料収集活動を行った、佐々木友八郎の業績などがその嚆矢として知られている（川添ほか 2014）。その到達点に位置するのは、『北設楽郡史』の編纂・刊行に関わる事業であったといえよう（岡田ほか 1967）。

さて、今回、本稿で見ていくのは、愛知県の指定史跡についてである。これは県による文化財保護行政の成果が端的に分かる事象であるともいえるからで、北設楽郡内にも3遺跡が存在する。そのうち、設楽町内には大根平遺跡および鞍船遺跡が存在する。両遺跡ともいずれも合併前の旧津具村内にあり、両遺跡に関する調査の経緯に関して、筆者は復元を試みた経緯がある（川添 2021：以下、前稿と称す）。現在、これらの発掘当時の記録資料は、ほとんど確認できない状況にある。そこで前稿では、若干の調査図面に加えて、設楽町奥三河郷土館に残され

ている調査日誌と、さらに県に残されている諸手続のための行政書類を最大限に活用して、当時の状況を推測したのである。

前稿の末尾では、筆者は以下のように締めくくった。

「・・・大根平遺跡・鞍船遺跡の調査は、郡史編纂委員会による本格的な発掘調査の契機となったといえる。また、この調査は、自治体が主体である上で、かつ久永春男が調査主任を務める調査としても、初めてのものとなった。その後、久永らは愛知県内の各遺跡調査を広く行っていく訳であるが、その初期の頃の業績となったのである。

加えて、県の史跡指定も早く、一部を保存・復元するという在り方も、遺跡の整備・活用への視点を、早くから実践された事例として注目されよう。」

この上で、地元では大根平遺跡が愛知県指定史跡第1号に、鞍船遺跡が同第2号に指定されていることを紹介した。ところがこの県指定史跡の号数については、後述する理由のため、一筋縄では理解できない事情があることが判明した。行政的措置に何か理由があったのではないかと追究する必要があると考えた次第である。

2. 愛知県指定史跡の状況について

令和5年1月現在、愛知県のホームページでは、国史跡および県指定史跡一覧を見ることができる（<https://www.pref.aichi.jp/kyoiku/>

*元 愛知県埋蔵文化財センター埋蔵文化財事業運営協議会委員

**国では、国宝と重要文化財との認定があるが、青森県や長野県などでは、県指定文化財にあたるものを県宝と呼称している。

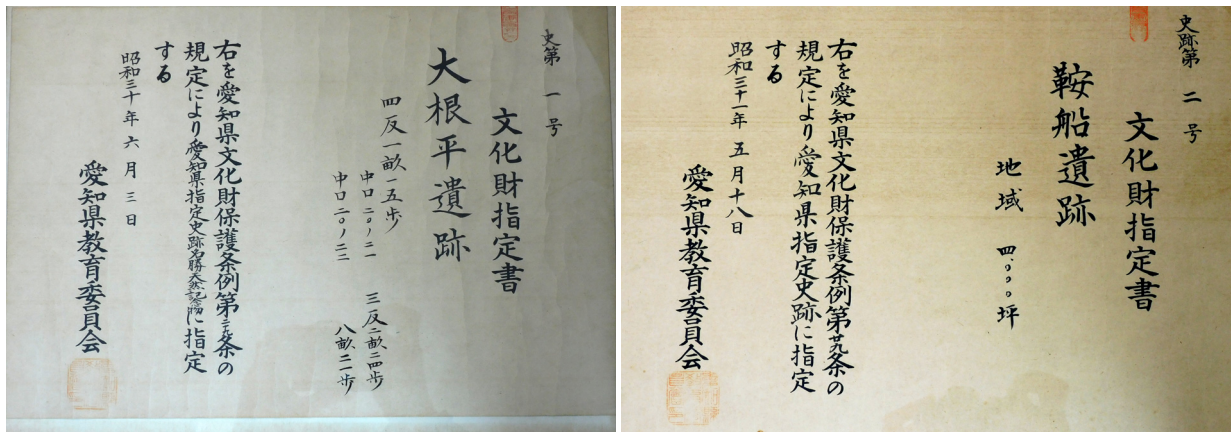


図1 設楽町 大根平遺跡（左）および鞍船遺跡（右）県指定史跡にともなう文化財指定書

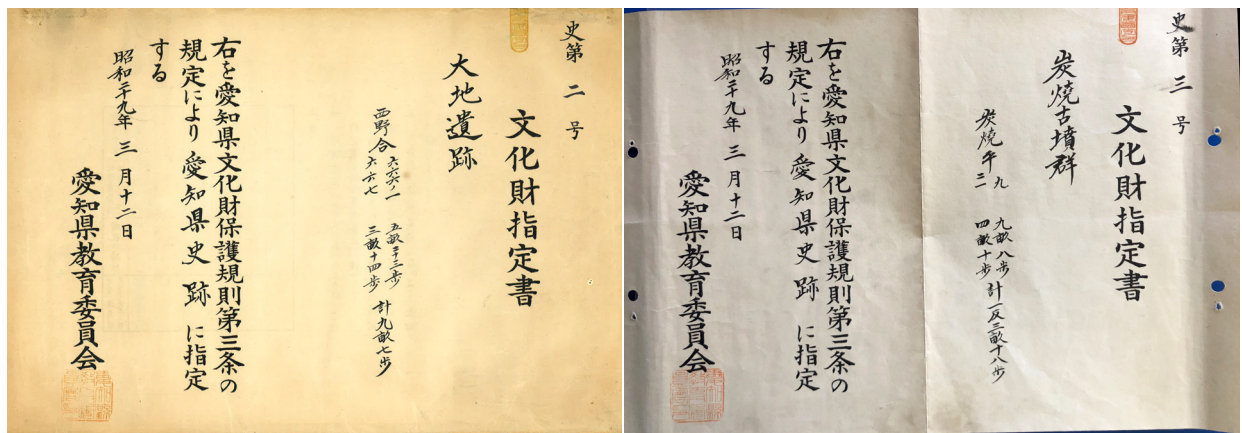


図2 大地遺跡（左上）、炭焼古墳群（右上）、馬見塚遺跡（左下）県指定史跡にともなう文化財指定書

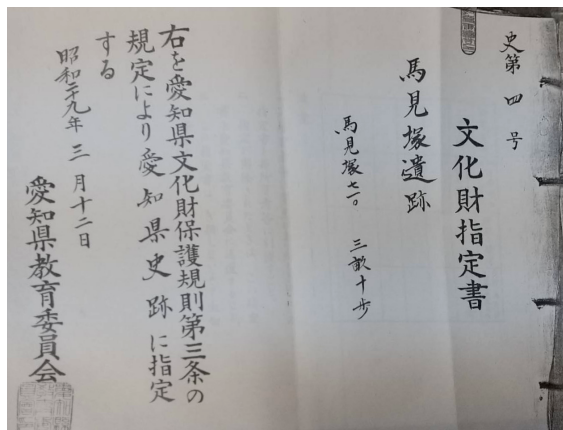


表1 愛知県指定史跡 初期段階の指定書および台帳記載内容一覧

遺跡名	証書名	員数単位	証書記載種別	台帳記載種別	根拠とする条文と表記	号数	指定日
小野道風誕生伝説地	文化財指定書	歩・畝・反	愛知県史跡	愛知県史跡	愛知県文化財保護規則第三条	史 第一号	1954年3月12日
大地遺跡	文化財指定書	歩・畝・反	愛知県史跡	愛知県史跡	愛知県文化財保護規則第三条	史 第二号	1954年3月12日
炭焼古墳群	文化財指定書	歩・畝・反	愛知県史跡	愛知県史跡	愛知県文化財保護規則第三条	史 第三号	1954年3月12日
馬見塚遺跡	文化財指定書	歩・畝・反	愛知県史跡	愛知県史跡	愛知県文化財保護規則第三条	史 第四号	1954年3月12日
大根平遺跡	文化財指定書	歩・畝・反	愛知県指定史跡名勝天然記念物	愛知県史跡	愛知県文化財保護条例第二十九条	史 第一号	1955年6月3日
高根遺跡	【確認できず】	坪	【確認できず】	愛知県史跡	【確認できず】	史 第二号	1956年3月7日
鞍船遺跡	文化財指定書	坪	愛知県指定史跡	愛知県史跡	愛知県文化財保護条例第廿九条	史跡 第二号	1956年5月18日
史跡 大御堂寺	【未確認】	坪	【未確認】	愛知県史跡	【未確認】	史跡 第三号	1956年5月18日
宇利城跡	文化財指定書	歩・畝・反	愛知県指定史跡	愛知県史跡	愛知県文化財保護条例第廿九条	史 第九号	1957年9月6日

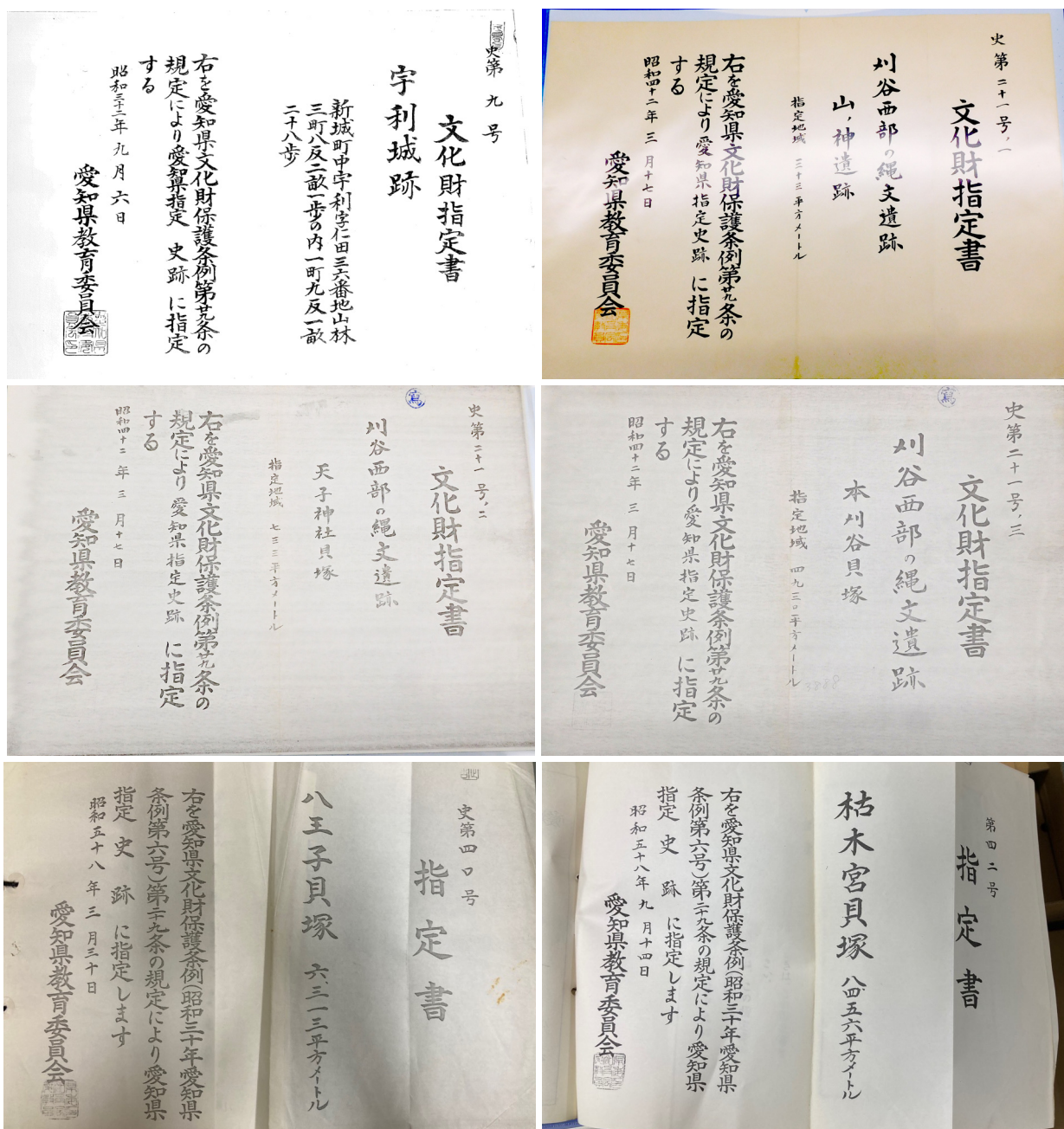


図3 宇利城跡（上段左）、刈谷西部の縄文遺跡（上段右及び中段）、八王子貝塚（左下）、枯木宮貝塚（右下）県指定史跡にともなう文化財指定書

bunka/bunkazainavi/syubetsu/siseki.html)。ここで見てても明らかなように、大根平遺跡および鞍船遺跡の指定前に、小野道風誕生伝説地など4遺跡が大根平遺跡よりも先行して指定されていることが分かる。このため、単純に考えると大根平遺跡が県指定第1号に、鞍船遺跡が県指定第2号にはならないのではないかと考えられるのである。ところが、現在、設楽町には両遺跡の指定に関する指定書が保管されており、

そこにはそれぞれ「史 第一号」と「史 第二号」の記載があり、これらが紛れもない事実であることは明白である。

このことから、まずは初期の指定史跡を対象に、指定書の内容を確認し、かつ現在県文化財室が保管している台帳とも照らし合わせる作業を行った。現在確認できた分の照合結果は、表1にまとめた。また、指定書の写真や写しは図1・2に、図3は比較の参考資料として掲載した。

表2 愛知県 県指定史跡一覧表

台帳 通番	号数	名称	員数	所有者など	時代	指定年月日	所在地	備考
1	1	小野道風誕生伝説地 (旧「小野道風公誕生地」)	3,021.4 m ²		平安	昭和 29 年 3 月 12 日	春日井市	昭和 46 年名称変更
2	2	大地遺跡	914.1 m ²		弥生前～中期	昭和 29 年 3 月 12 日	岩倉市	
3	3	炭焼古墳群	1,348.8 m ²		古墳末期	昭和 29 年 3 月 12 日	豊川市	
4	4	馬見塚遺跡	9.9 m ²		縄文晩～弥生前	昭和 29 年 3 月 12 日	一宮市	
5	1	大根平遺跡	4,115.7 m ²		縄文中期	昭和 30 年 6 月 6 日	設楽町	
6	2	高根遺跡	99 m ²		平安	昭和 31 年 3 月 7 日	小牧市	
7	2	鞍船遺跡	4,000 m ²		縄文前期	昭和 31 年 5 月 18 日	設楽町	
8	3	史跡大御堂寺	14,043 m ²	大御堂寺	鎌倉	昭和 31 年 5 月 18 日	美浜町	
9	9	宇利城跡	19,034.7 m ²	中宇利区	南北朝	昭和 32 年 9 月 6 日	新城市	
10	10	大高山古窯	297 m ²	半田市	鎌倉	昭和 33 年 6 月 21 日	半田市	
11	11	本證寺境内地	22362.39 m ²			昭和 34 年 10 月 8 日 昭和 49 年 2 月 15 日	安城市	後に一部国史跡指定。
12	12	飯盛城址	77,736.74 m ²		鎌倉～室町	昭和 36 年 3 月 30 日	豊田市	
13	13	龍池古窯	300 m ²		鎌倉	昭和 36 年 3 月 30 日	常滑市	
14	14	岩場古墳	1,115 m ²		古墳	昭和 36 年 3 月 30 日	西尾市	
15	14	来迎寺一里塚	2 基	知立市	江戸	昭和 36 年 7 月 8 日 平成 8 年 3 月 18 日	知立市	
16	15	浅井古墳群	5 基	一宮市他	古墳後期	昭和 38 年 1 月 19 日	一宮市	
17	17	長泉塚古墳	1 基	長泉塚保存会	古墳	昭和 39 年 2 月 23 日	扶桑町	
18	18	前芝の灯明台	19.8 m ²		江戸～明治	昭和 40 年 5 月 12 日	豊橋市	
19	19	設楽城跡	13,200 m ²		鎌倉初期	昭和 40 年 5 月 12 日	東栄町	
20	20	岩津第 1 号古墳	1 基	岡崎市	古墳後期	昭和 42 年 2 月 10 日	岡崎市	
21	21	刈谷西部の縄文遺跡（山ノ神遺跡・天 子神社貝塚・本刈谷貝塚）・（ハツ崎貝塚）	8,623.5 m ²	刈谷市他	縄文早～晩期	昭和 42 年 2 月 10 日 昭和 59 年 3 月 30 日	刈谷市	1～4 の枝番が割り当 てられている
22	22	皿山古窯群	1,200 m ²	和地自治会	鎌倉	昭和 42 年 2 月 10 日	田原市	
23	23	起渡船場跡	3,652.09 m ²	大明神社	江戸	昭和 42 年 8 月 28 日	一宮市	
24	24	祐福寺一里塚	2 基		江戸	昭和 43 年 3 月 12 日	東郷町	
25	25	検見塚	224.4 m ²	清須市	弥生	昭和 43 年 11 月 4 日	清須市	
26	26	豊田大塚古墳	1 基		古墳後期	昭和 44 年 6 月 22 日	豊田市	
27	27	妙興寺境内地	56,439.92 m ²	妙興寺	南北朝	昭和 44 年 10 月 29 日	一宮市	
28	28	権現山古墳（第一号 / 第二号）	2 基		古墳	昭和 48 年 4 月 4 日	豊橋市	
29	29	伊川津貝塚	430.09 m ²	伊川津神明社	縄文後・晩期	昭和 49 年 10 月 9 日	田原市	
30	30	黒笹七号窯	1 基	尾三衛生組合	平安	昭和 50 年 6 月 16 日	東郷町	
31	31	神明宮前第 1 古墳	1 基	神明宮	古墳	昭和 50 年 12 月 26 日	岡崎市	
32	32	太夫塚古墳	1 基	個人	古墳	昭和 50 年 12 月 26 日	岡崎市	
33	33	城宝寺古墳	1 基	田原市	古墳	昭和 50 年 12 月 26 日	田原市	
34	34	妙感寺古墳	1 基	妙感寺	古墳	昭和 50 年 12 月 26 日	犬山市	
35	35	池田第 1 古墳	1 基		古墳後期	昭和 52 年 5 月 16 日	豊田市	
36	36	旗頭山尾根古墳群	24 基	新城市八名井区	古墳後期	昭和 53 年 5 月 29 日	新城市	
37	37	断上山古墳(第 9 号古墳 / 第 10 号古墳)	2 基	新城市他	古墳	昭和 53 年 10 月 16 日	新城市	
38	38	今朝平遺跡	666 m ²		縄文後期	昭和 55 年 3 月 28 日	豊田市	
39	39	馬越長火塚古墳	1,900 m ²	豊橋市		昭和 56 年 11 月 20 火	豊橋市	後に国史跡指定。
40	40	八王子貝塚	6,313 m ²	金石神社他	縄文後期	昭和 58 年 3 月 30 日	西尾市	
41	41	白山神社古墳・御旅所古墳	2 基		古墳中期	昭和 58 年 3 月 30 日	春日井市	
42	42	枯木宮貝塚	8,456 m ²	西尾市	縄文晩期	昭和 58 年 9 月 14 日	西尾市	
43	43	板山長根古墳	3 基		平安～鎌倉	昭和 59 年 3 月 30 日	阿久比町	
44	44	宇都宮神社古墳	2,516 m ²		古墳	昭和 62 年 9 月 9 日	小牧市	
45	45	吉良八幡山古墳	1 基	八幡社	古墳	平成 11 年 9 月 10 日	西尾市	

表3 愛知県内 国指定史跡一覧表

県内 指定順	名称	員数	所有者など	時代	指定年月日	所在地	備考
1	百々陶器窯跡	1,079 m ²	田原市	平安末期～鎌倉	大正 11 年 3 月 8 日	田原市	
2	三河国分寺跡	40,484 m ²	豊川市他	奈良	大正 11 年 10 月 12 日	豊川市	
3	三河国分尼寺	21,902 m ²	豊川市	奈良	大正 11 年 10 月 12 日	豊川市	
4	小牧山	205,706 m ²	小牧市	室町～安土桃山	昭和 2 年 10 月 26 日	小牧市	
5	二子古墳	4,152.61 m ²		古墳	昭和 2 年 10 月 26 日 昭和 30 年 5 月 8 日	安城市	
6	姫小川古墳	1,955.65 m ²		古墳	昭和 2 年 10 月 26 日 平成 24 年 9 月 19 日	安城市	
7	大山廃寺跡	108,383 m ²		奈良	昭和 4 年 12 月 17 日 昭和 55 年 7 月 11 日	小牧市	
8	北野廃寺跡	21,070.96 m ²	岡崎市	飛鳥後期	昭和 4 年 12 月 17 日 昭和 63 年 12 月 21 日	岡崎市	
9	舞木廃寺塔跡	1,985 m ²	豊田市	奈良	昭和 4 年 12 月 17 日	豊田市	
10	長篠城跡	35,506.24 m ²	新城市	室町	昭和 4 年 12 月 17 日	新城市	
11	八幡山古墳	1 基		古墳	昭和 6 年 5 月 11 日	名古屋市中区	
12	特別史跡 名古屋城跡	389,534 m ²	名古屋市中区	江戸	昭和 7 年 12 月 12 日 昭和 10 年 5 月 15 日	名古屋市中区	特別指定昭和 27 年 3 月 29 日
13	二子山古墳	1 基	春日井市	古墳後期	昭和 11 年 12 月 16 日	春日井市	
14	阿野一里塚	2 基		江戸	昭和 11 年 12 月 16 日	豊明市	
15	正法寺古墳	1 基		古墳	昭和 11 年 12 月 16 日 平成 16 年 9 月 30 日	西尾市	
16	富田一里塚	2 基	富田神明社	江戸	昭和 12 年 12 月 21 日	一宮市	
17	桶狭間古戦場伝説地 附戦人塚	5,200.8 m ²		室町	昭和 12 年 12 月 21 日	豊明市	
18	大平一里塚	1 基		江戸	昭和 12 年 12 月 21 日	岡崎市	
19	大高城跡 附（丸根砦跡 / 鷲津砦跡）	40,613 m ²		室町	昭和 13 年 12 月 14 日	名古屋市中区	
20	長久手古戦場跡 附（御旗山 / 首塚 / 色金山）	22,750 m ²	長久手市	桃山	昭和 14 年 9 月 7 日	長久手市	
21	大曲輪貝塚	353 m ²		縄文早～晩期	昭和 16 年 1 月 27 日	名古屋市中区	
22	吉胡貝塚	11,017.243 m ²	田原市	縄文後・晩期	昭和 26 年 12 月 26 日	田原市	
23	入海貝塚	1,200.7 m ²	入海神社	縄文	昭和 28 年 11 月 14 日	東浦町	
24	瓜郷遺跡	13,688 m ²	豊橋市	弥生中・後期	昭和 28 年 11 月 14 日	豊橋市	
25	嵩山蛇穴	2,115 m ²	豊橋市	縄文	昭和 32 年 7 月 1 日	豊橋市	
26	伊良湖東大寺瓦窯跡	421 m ²		鎌倉	昭和 42 年 12 月 11 日	田原市	
27	大アラコ古窯跡	2,923.45 m ²	田原市	平安末期	昭和 46 年 1 月 12 日	田原市	
28	小長曾陶器窯跡	524 m ²		室町	昭和 46 年 7 月 13 日 平成 27 年 10 月 7 日	瀬戸市	
29	貝殻山貝塚	10,169.4 m ²	愛知県	弥生	昭和 46 年 12 月 15 日	清須市	
30	白鳥塚古墳	1 基		古墳前～中期	昭和 47 年 11 月 6 日	名古屋市中区	
31	東之宮古墳	1 基	東之宮社・犬山市	古墳	昭和 50 年 7 月 19 日 平成 22 年 2 月 22 日	犬山市	
32	真宮遺跡	9,495.78 m ²	岡崎市	縄文晩期	昭和 51 年 6 月 7 日	岡崎市	
33	青塚古墳	1 基	大縣神社	古墳前期	昭和 58 年 2 月 8 日	犬山市	
34	断夫山古墳	1 基	愛知県	古墳中～後期	昭和 62 年 7 月 9 日	名古屋市中区	
35	松平氏遺跡	1,759.4 m ²		戦国～江戸	平成 12 年 2 月 4 日	豊田市	
36	尾張国分寺跡	25,321.12 m ²	稲沢市ほか	奈良・平安	平成 24 年 1 月 24 日	稲沢市	
37	島原藩主深溝松平家墓所	50,136.53 m ²	幸田町ほか	江戸	平成 26 年 3 月 18 日	幸田町	
38	志段味古墳群（白鳥塚古墳・尾張戸神社古墳・中社古墳・南社古墳・志段味大塚古墳・勝手塚古墳・東谷山白鳥古墳）	26,348.73 m ²		古墳前期中葉～後期末	平成 26 年 10 月 6 日 令和 3 年 10 月 11 日	名古屋市中区	白鳥塚古墳に追加指定された
39	本證寺境内地	37,454.49 m ²	本證寺ほか	室町	平成 27 年 3 月 10 日	安城市	県史跡は欠番
40	馬越長火塚古墳群	15,683.66 m ²	豊橋市	6 世紀末葉～7 世紀前葉	平成 28 年 3 月 10 日	豊橋市	県史跡は欠番
41	犬山城跡	45,905.63 m ²		室町～戦国	平成 30 年 2 月 13 日	犬山市	天守は昭和 9 年旧国宝、昭和 27 年 3 月 29 日国宝指定

表4 愛知県内 国指定重要文化財（考古資料）一覧表

県内での 指定順	登録 番号	名称	員数	所有者など	時代	指定年月日	保管地	備考
1	029	銅経筒（瓦壺入）	1口	善門寺	平安	大正12年3月28日	豊橋市	
	359	尾張東之宮古墳出土品	1括	独立行政法人国立 文化財機構	古墳	昭和53年6月15日	京都市	
2	401	袈裟澤文銅鐸	1口	個人など	弥生	昭和28年 昭和59年6月6日	西宮市	愛知県名古屋瑞穂 区軍水町出土
3	502	豊田大塚古墳出土須恵器	1括	豊田市	古墳	平成7年6月15日	豊田市	
4	605	朝日遺跡出土品	2,028点	愛知県	弥生	平成24年9月6日	清須市	
5	606	馬越長火塚古墳出土品	311点	豊橋市	古墳	平成24年9月6日	豊橋市	
6	637	人面文壺形土器 愛知県亀塚遺 跡出土 附 緑刻土器片	1箇、20点	安城市	弥生	平成28年8月17日	安城市	

表5 愛知県指定文化財（考古資料）一覧

県内での 指定順	管理 番号	名称	員数	所有者など	時代	指定年月日	保管地	備考
1		飯盛山経塚出土品	1面、1個	豊田市	平安	昭和31年3月7日	豊田市	
2		中島出土骨壺	7個	中島文化財委員会	鎌倉	昭和34年10月8日	一宮市	
3		岩場古墳出土品	1括	西尾市	古墳	昭和34年	西尾市	
4		車神社古墳出土品	1括	車神社	古墳	昭和34年10月10日	豊橋市	
5		千両の銅鐸	1個	犬頭神社	弥生	昭和38年	豊川市	
6		妙興寺の鬼瓦	1枚	妙興寺	奈良	昭和42年3月17日	一宮市	
7		西浦の条痕文土器	1個	名古屋市	弥生	昭和42年3月	名古屋瑞穂区	
8		岩津第一号古墳出土品	1括(約100点)	岡崎市	古墳・6世紀後半	昭和42年3月17日	岡崎市	
9		鉄地金銅張馬具	1具	熱田神宮	古墳	昭和43年	名古屋熱田区	熱田神宮奉納品
10		弥生時代壺棺	1個	個人	弥生	昭和45年	名古屋瑞穂区	師勝町伝馬塚出土
11		弥生式壺形土器	1個	名古屋市	弥生	昭和45年	名古屋瑞穂区	岩倉市大地遺跡出土
12		藤井宮御酒瓶子	1口	個人蔵	鎌倉	昭和45年	大府市	大府市横根町中村より出土
13		洞（伝）の銅鐸	1個	法蔵寺	弥生	昭和49年	岡崎市	
14		本刈谷貝塚出土品	182点	刈谷市	縄文	昭和49年4月10日	刈谷市	
15		広石の銅鐸	1口	個人	弥生	昭和49年7月3日	豊川市	
16		田峯の銅鐸	1口	砥鹿神社	弥生	昭和50年6月16日	豊川市	
17		奥津社の三角縁神獣鏡	3面	奥津社	古墳	昭和52年	愛西市	
18		内行花文鏡（宇津木古墳出土）	1面	個人	古墳	昭和52年5月16日	豊田市	
19		海獣葡萄鏡（森月1号墳出土）	1面	豊川市	奈良	昭和54年	豊川市	
20		手呂の銅鐸	1口	豊田市	弥生	昭和55年2月12日	豊田市	
21	21	横刈板鋌留短甲	1領	名古屋市	古墳	昭和59年	名古屋瑞穂区	岡崎市内出土
22	22	三角縁神獣鏡及び六神鏡	各1個	名古屋市	古墳	昭和59年	名古屋瑞穂区	東海市兜山古墳出土
23	23	猿投灰釉短頸壺及び平瓶	各1個	愛知県	平安	昭和59年2月27日	瀬戸市	名古屋守山区小幡 緑地公園出土
24	24	鉄地銀象嵌円頭大刀	1口	蒲郡市	古墳	昭和59年3月30日	蒲郡市	権現山古墳出土
25	25	三角縁獣文帯三神三獣鏡	1面	宇都宮神社	古墳	昭和62年9月9日	小牧市	
26	26	鳥鈕蓋付台付壺	1口	豊川市	古墳	平成5年	豊川市	炭焼平14号墳
27	27	八王子貝塚出土品	586点	西尾市	縄文	平成22年3月	西尾市	
28	28	桜皮巻き小形壺形土器	1口	安城市	弥生	平成29年8月17日	安城市	亀塚遺跡出土

なお、表3～5は表2との比較で掲載した。

高根遺跡の指定書は、現在小牧市でも所在不明との回答を得ており、記載内容を検討することができない。現在検討可能な資料で見えていくと、(a) 指定書に記載された指定の種別、(b) 員数で使用されている単位、(c) 根拠となる条文、で差異を見いだすことができる。

(a) に関しては、「愛知県史跡」および「史跡」が多いなか、なぜか大根平遺跡のみは「史跡名勝天然記念物」と表記されている。高根遺跡の指定書表記が確認できない状況であるが、この記載は、県指定史跡の中でも、大根平遺跡の位置を少々特異な状況に置いている。もしかしたら、指定書のなかでも最初に作成された可能性も考えられるものである。もしくは大根平遺跡の指定時、前の指定とは別の案件としてリセットされてしまった可能性もある。

(b) は台帳で全体を概観すると、以下の4通りを確認できる。

歩・畝・反
坪
平方メートル
基

基は、古墳および窯跡で使用されている単位であるが、上述した県のホームページを見れば明らかなように、現在は平方メートル単位を基準としている。そうしたなかで、歩・畝・反を用いているのは、大根平遺跡よりも以前に指定された史跡であり、宇利城跡は例外的であろう。その後は、坪表記が主体となったと思われるが、その期間は長くなかった。本證寺境内地からは平方メートル表記が認められおり、飯盛城址では坪表記となっている以外は、その後の単位表記は平方メートルで統一されている。このことから、大根平遺跡以前の指定は、やはりより古い指定であることには間違いない。

(c) は、大根平遺跡以降と、それより前の指定遺跡とで大きく異なっている。大根平遺跡以降では表記の違いはあれ、愛知県文化財保護条例第29条である。一方、大地遺跡、炭焼古墳群、馬見塚遺跡では、いずれも愛知県文化財保護規則第3条をよりどころとしている。つまりは、両者では根拠となる条文が異なることが、この書面から窺うことができるのである。やはりこ

のことによって、当時、大根平遺跡指定時に号数が一旦リセットされた可能性も考えられよう。

大根平遺跡の指定後、高根遺跡と鞍船遺跡には、おなじ2号の番号が付されている。鞍船遺跡と史跡大御堂寺は、いずれも昭和31年5月18日と同日指定となっており、鞍船遺跡が第2号となったのは偶然かもしれない。一方、高根遺跡の指定号と重複して付されてしまった経緯は、今となっては不明であるといわざるを得ない。

以上のことを踏まえて、主に台帳から号数を辿ってみた結果を表2に示す。現在となっては行政的な手続き上の誤りのとなってしまうかもしれないが、愛知県主体の文化財保護行政が本格化した状況にあつて、単純な誤りでは片付けられない理由が、背景には存在している可能性がある。この事情について、次に見ていくこととしよう。(川添和暁)

3. 文化財保護条例発足時の文化財保護

昭和25(1950)年5月30日に国の「文化財保護法」が成立すると、それに漏れた各都道府県の文化財の保護指定が審議されるようになった。

愛知県では国指定に漏れた文化財を拾うべく昭和26年5月24日に「愛知県文化財保護審議会規則」が公布、施行された。委員は20名以内で任期3年、審議会には次の6つの専門部会が置かれた。一は絵画・彫刻・工芸部会、二は文書部会、三は埋蔵文化部会、四は史跡・名勝・天然記念物部会、五は民俗・芸能部会、六は建造物部会である。

この頃から委員を務めたのは、佐々木隆美(美術工芸)、澄田正一(考古学)、松沢勲(地質学)、松井武敏(地理学)、小栗鉄次郎(史跡、名勝、天然記念物)らの各氏である。戦前から文化財保護を担当していた小栗を除く4名は、いずれもその当時の各分野を担う精鋭であり、その後、長きにわたって文化財の保護調査につとめた。

こうした動きを受けて、遺跡の発掘調査等も進められた。昭和26年度には吉胡貝塚発掘(26年12月26日国指定)、続いて野田古墳を発掘調査。27年度から28年度にかけて炭焼平古墳

表6 愛知県文化財保護条例制定以前の県指定文化財一覧

種別	名称	員数、面積	所在地	所有者又は管理者	指定年月日
彫刻	木造聖徳太子立像	1 軀	名古屋市中熱田区大瀬子町	聖徳寺	昭和 29 年 2 月 5 日
"	鑄造誕生仏立像	1 軀	小牧市三ツ瀨	正眼寺	昭和 29 年 3 月 12 日
"	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	江南市布袋町	大仏堂	昭和 29 年 3 月 12 日
"	鑄造誕生仏立像	1 軀	豊山町豊場木戸	常安寺	昭和 29 年 3 月 12 日
"	木造不動明王立像	1 軀	知多郡阿久比町棕岡	平泉寺	昭和 29 年 2 月 5 日
"	木造毘沙門天立像	1 軀	"	"	昭和 29 年 2 月 5 日
"	木造薬師如来立像	1 軀	蒲郡市金平町	補陀寺	昭和 29 年 2 月 5 日
"	木造馬頭観音立像	1 軀	"	"	昭和 29 年 2 月 5 日
絵画	紙本着色浮世絵肉筆観桜図屏風	1 双	一宮市丹陽町	個人	昭和 29 年 2 月 19 日
"	絹本着色花鳥図	2 幅	海部郡大治町馬島	明眼院	昭和 29 年 3 月 12 日
"	絹本着色花鳥図	1 幅	"	"	昭和 29 年 3 月 12 日
"	絹本墨画風神雷神図	2 幅対	"	"	昭和 29 年 3 月 12 日
"	紙本墨画円画山水図	1 双	"	"	昭和 29 年 3 月 12 日
"	絹本着色普賢菩薩像	1 幅	知多郡武豊町	正覚寺	昭和 29 年 2 月 5 日
"	絹本着色弁財天像	1 幅	知多郡東浦町緒川	乾坤院	昭和 29 年 2 月 19 日
"	絹本着色諸尊集会図	1 幅	"	"	昭和 29 年 2 月 19 日
書跡	紙本墨書正法眼蔵写本	15 帖	"	"	昭和 29 年 2 月 5 日
建造物	白山社本殿	1 棟	北名古屋市中高田寺	高田寺	昭和 29 年 2 月 19 日
"	大御堂寺客殿	1 棟	知多郡美浜町野間	大御堂寺	昭和 29 年 2 月 19 日
"	大恩寺山門	1 棟	豊川市御津町広石	大恩寺	昭和 29 年 2 月 5 日
無形民俗	滝山寺鬼祭り		岡崎市滝町	滝山寺	昭和 29 年 3 月 12 日
"	豊橋神明社鬼祭り		豊橋市八町通	阿久美神明社	昭和 29 年 3 月 12 日
"	兎足神社田祭り		豊川市小坂井町	兎足神社	昭和 29 年 3 月 12 日
史跡	馬見塚遺跡	9.9 ㎡	一宮市馬見塚	一宮市	昭和 29 年 3 月 12 日
"	小野道風誕生地	3021.4 ㎡	春日井市松河戸町	春日井市	昭和 29 年 3 月 12 日
"	大地遺跡	924.1 ㎡	岩倉市大地町	岩倉市	昭和 29 年 3 月 12 日
"	炭焼古墳群	1,348.8 ㎡	豊川市東上町	豊川市	昭和 29 年 3 月 12 日
天然記念物	斎山稲荷のくろがねもち	50 坪	名古屋市中緑区大高町	斎山稲荷社	昭和 29 年 2 月 5 日
"	下萱津のフジ	694 ㎡	あま市下萱津	個人	昭和 29 年 3 月 12 日
"	旭村サクライソウ自生地	3 反 6 畝 5 歩	豊田市旭八幡町	八幡神社	昭和 29 年 3 月 12 日
"	須山のイヌツゲ	12.9 ㎡	新城市作手清岳	個人	昭和 29 年 2 月 5 日
"	長江の大杉及び藤	5 坪	北設楽郡設楽町	個人	昭和 29 年 3 月 12 日
"	三島神社の大藤	82 坪	北設楽郡豊根村	三島神社	昭和 29 年 2 月 5 日

* 愛知県公報 昭和 29 年 3 月 1 1 日号、3 月 13 日号、3 月 18 日号より作成

** 指定後に市町村合併が行われた場合は、所在地欄に新地名を記入

を発掘（29 年 3 月 12 日県指定）調査し、続いて 27 年度から 30 年度にかけて名古屋城の石垣修理工事。28 年度には大地遺跡発掘、馬見塚遺跡調査、小野道風誕生伝説地保存（いずれも 29 年 3 月 12 日県指定）を行い、29 年度には入海貝塚の調査（28 年 11 月 30 日国指定）、瓜郷遺跡の調査（28 年 11 月 14 日国指定）、大高城跡の調査（13 年 12 月 14 日国指定）を行っている。

昭和 28 年 7 月 4 日には「愛知県文化財保護規則」が定められ、「文化財保護法」の規定による指定又は助成を受けていない有形文化財、無形文化財、史跡名勝天然記念物が県指定の対象となった。県は、この時点で文化財指定の申請、助成の申請を受け付け始めたのである。

こうして、昭和 28 年度には、29 年 3 月 12 日に大仏堂（江南市布袋町）の「木造阿弥陀如来坐像」、春日井市松河戸町の天野信景考証の「小野道風公誕生地」、滝山寺（岡崎市滝町）の「滝

山寺鬼祭り」、明眼院（大治町馬島）の明時代末の「絹本着色花鳥図」などが県指定となった。この年は、2 月 5 日、2 月 19 日、3 月 12 日の 3 回に分けて、計 33 件の指定申請が通っている。（表 6）。なお、この中には、後に国指定に切り替わったり、枯死により県指定を解除されたりしたものもある。

そして「愛知県文化財保護条例」が公布・施行された昭和 30 年度には、5 月 6 日に真清田神社（一宮市真清田）の室町時代の「獅子頭」ほか 23 件、6 月 3 日に華蔵寺（西尾市吉良町）の「伝池大雅作品群」ほか 36 件、7 月 1 日に龍源寺（豊川市萩町）の「黒門」ほか 10 件、11 月 18 日には曼荼羅寺（江南市前飛保町）の「曼荼羅寺伽藍（地藏堂）」ほか 6 件、翌 31 年 3 月 7 日に豊田市足助町の「飯盛山経塚出土品 秋草遊兎双雀鏡 1 面、刀子」ほか 6 件の指定物件があり、計 86 件が県指定となっている。昭和 28

表7 愛知県文化財保護条例制定以前の県指定文化財一覧

<制定前の昭和28年度>

種別・指定日別	昭和29.2.5	昭和29.2.19	昭和29.3.12	計
彫刻	5		3	8
絵画	1	3	4	8
工芸				0
書跡	1			1
考古資料				0
建造物	1	2		3
無形				0
無形民俗			3	3
史跡			4	4
名勝				0
天然記念物	3		3	6
計	11	5	17	33件

<制定前の昭和29年度>

0件

<制定後の昭和30年度>

種別・指定日別	昭和30.5.6	昭和30.6.3	昭和30.7.1	昭和30.11.18	昭和31.3.7	計
彫刻	3	4	2	4	2	15
絵画	3	20		1	2	26
工芸	8	2	1			11
書跡		4				4
考古資料					1	1
建造物	1	2	4	2	1	10
無形	2					2
無形民俗		1				1
史跡		1			1	2
名勝	1					1
天然記念物	6	3	4			13
計	24	37	11	7	7	86件

年度と比べ2倍以上の急激な伸びである(表7)。

しかし、この前の昭和29年度は、指定された物件が1件もみられない。この1年間は、愛知県文化財保護の新たな条例制定のための準備期間であり、指定を猶予した期間であったと思われる。その結果、昭和30年度の5月、6月の時期に県指定文化財が集中したことがうかがわれる。

昭和30年4月1日に「愛知県文化財保護条例」「愛知県文化財専門委員設置に関する条例」「愛知県文化財保護条例施行規則」が公布・施行された。それまでの「愛知県文化財保護審議会規則」と「愛知県文化財保護規則」は廃止され、より詳しい内容のものに切り替わった。そして、今に続く文化財保護の道が始まったのである。(加藤安信)

4. まとめ

このように、文化財保護法の制定に基づいて、各県での文化財行政が本格化するなか、愛知県

では法的根拠として文化財保護条例の制定として結実する訳であるが、現在では忘れられてしまったその準備過程が存在していたことは、記憶に留めておく必要がある。現在、容易に確認できる文化財保護法の制定と愛知県文化財保護条例との制定には5年ほどの空白がある。これだけを見ると、間の5年間は行政的な動きはなかったかのように見えがちである。しかし実際にはそうではなく、絶え間ない対応の結果として、愛知県の文化財保護条例が成立したことを確認したいところである。

最後に、県指定の問題として、一つ取り上げておきたいことがある。これは、戦前にあったともいわれている県指定問題である。筆者は現在、西尾市の八王子貝塚(池上1963、牧ほか1973)および設楽町丸根古墳(沢田ほか1951年)の2遺跡でその事案を確認している。八王子貝塚は昭和7(1932)年3月に、丸根古墳では昭和19(1944)年にそれぞれ県指定史跡になったという。『西尾市史』では、八王子貝塚について、その後に国指定史跡への申請を行った

経緯も記されており、より詳細な記述となっている。また、当時、「史跡 八王寺（ママ）貝塚 愛知県」と記された木製の表札も建てられたようであり、その記念となった絵はがきが同紙に掲載されている（牧ほか 1973：732 頁）。これは県主導の顕彰行為であると推察される。

ところが、本稿の共同執筆者である加藤安信の見解は、戦前には根拠となる条例などは存在しなかったもので、県による史跡の指定という制度はそもそもなかったのではないかと、ということである。確かに法的根拠がなければ、指定などの行政的措置は講じられることはない。そのことを裏付けるように、戦前の史跡指定で明確になっているものは、すべて国指定史跡である（表 3）。近隣の県史跡指定の状況を見ても、文化財保護法の制定後、各県での文化財保護条例およびそれに相当する法的根拠が制定されてからであり、戦後から始まった措置であるといえる。

では、この愛知県下における戦前の県指定史跡という記載の根拠については、何かの誤認によるものなのであろうか。残念ながら現状では不明なママといえる。八王子貝塚も丸根古墳もともに、『愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十』（小栗ほか 1932）に掲載された遺跡で、このことが何か関係しているかもしれない。但し、複数人が異なる遺跡について記している現状を見るにつけ、単なる誤認では片付けられない

確固たる理由があったのではないかと推察される。いずれにしても、今後、特に八王子貝塚の指定に関わる当時の様子をより追究する必要があり、これについては今後の課題としたい。（川添和暁）

謝辞 本稿を草するに際して、特に愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室の尾崎綾亮氏・山内良祐氏および愛知県埋蔵文化財調査センター洲崎和宏氏からは、過分なご教示およびご配慮を賜った。また、加藤執筆分の資料収集に関しては柴垣勇夫氏のご尽力を賜った。隣接する長野県の状況について、馬場伸一郎氏からもご教示を賜った。

さらに、愛知県内の以下の文化財担当者からも、多くのご配慮を賜った。謝意を表する次第である。

一宮市教育委員会（瀧はる香）・岩倉市教育委員会（山内宏之）・小牧市教育委員会（土屋達也）・春日井市教育委員会（浅田博造）・常滑市教育委員会（小栗康寛・田中圭亮）・刈谷市教育委員会（鶴飼堅証）・西尾市教育会（浅岡 優）・安城市教育委員会（西島庸介）・豊川市教育委員会（前田清彦）・新城市設楽原歴史資料館（峯田尚美）・設楽町教育委員会および奥三河郷土館（金田直樹・渡邊俊也）

参考文献

- 池上 年 1963 「西尾貝塚」『日本考古学事典』（藤田亮策監修）425 頁 東京堂出版
 岡田松三郎・沢田久夫・鈴木富美夫・村松信三郎・夏目一平 1967 『北設楽郡史 原始～中世』北設楽郡史編纂委員会
 小栗鐵次郎ほか 1932 『愛知縣史蹟名勝天然紀念物調査報告 第十』愛知県
 金田直樹 2021 「奥三河の考古学調査」『悠久の記憶 ～設楽ダム関連発掘調査成果展～』令和四年度 愛知県埋蔵文化財センター 秋の埋蔵文化財展 展示解説資料 愛知県埋蔵文化財センター
 川添和暁 2021 「設楽町津具の大根平遺跡・鞍船遺跡について」『研究紀要』22. 1～16 頁 愛知県埋蔵文化財センター
 川添和暁・金田新也・堀木真美子・堀木広・長田友也・平井義敏 2014 「東栄町佐々木氏所蔵資料について—小栗鐵次郎調査資料の実際—」『三河考古』24. 19～50 頁 三河考古学談話会
 沢田久夫ほか 1951 『三州名倉』名倉村
 牧 富也・杉浦敦太郎・神谷和正ほか 1973 『西尾市史一 自然環境 原始古代』愛知県西尾市